

長野県における第12次労働災害防止推進計画のポイント

(平成25年度～平成29年度)

長野労働局

この計画は、国が定める「第12次労働災害防止計画」の目標を達成するために、長野労働局が重点的に取り組む事項を定めたものです。

※計画の本文は、長野労働局ホームページをご覧ください。
(<http://nagano-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

現状と課題

■ 労働災害の状況 (平成24年)

- 死傷者数 (休業4日以上) は 1,903 人 (平成22年から3年連続増加)
- 死亡者数は 13 人 (過去最少) 半数以上が建設業で発生
- 労働災害は長期的には減少しているが、第三次産業の割合が増加 (特に社会福祉施設の労働災害は、過去10年で2.8倍)

■ 労働者の健康をめぐる状況

- 化学物質による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、アスベスト対策、じん肺予防対策に加えて、熱中症対策、受動喫煙防止対策が必要

【業種別の死傷者数の推移】

(単位: 人)

業種	平成14年	平成24年	災害増減率
製造業	657 (30.6%)	509 (26.7%)	-22.6%
建設業	504 (23.5%)	276 (14.5%)	-45.3%
第三次産業	889 (41.5%)	883 (46.4%)	-0.7%
小売業	191	225	+17.8%
社会福祉施設	49	137	+179.6%
飲食店	48	47	-2.1%
陸上貨物運送業	121 (5.6%)	126 (6.6%)	+4.1%
全業種合計	2,144	1,903	-11.3%

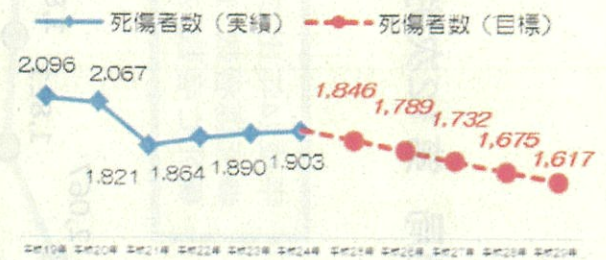
(出典: 労働者死傷病報告 () は構成比)

計画の重点目標

平成29年までに、平成24年比で

- 死傷者数: 15%以上減少
- 死亡者数: 20%以上減少させ 10人以下

第12次労働災害防止推進計画の目標



ポイント①

労働災害全体の減少目標に加えて、重点対策ごとに数値目標を設定

◆ 労働災害を減少させるための重点業種対策

- 第三次産業: 20%以上減少
- 陸上貨物運送業: 15%以上減少
- 製造業: 10%以上減少

◆ 重点疾病ごとの数値目標

- メンタルヘルス対策取組率 70%以上
- 熱中症: 20%以上減少

ポイント②

第三次産業を最重点業種に位置づけ

労働災害に大きな減少が見られず、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に災害の多い「小売業」「社会福祉施設」「飲食店」を重点に取組を実施

ポイント③

死亡災害に対し重点を絞った取組を実施

依然として死亡災害の半数以上を占める建設業に対して、「墜落・転落災害」「クレーン・建設機械などの重機災害」に焦点を当てて取り組む

長野県における第12次労働災害防止推進計画の概要

計画期間：平成25年度～平成29年度（5か年）

■ 計画のねらい

- 長期的な労働災害動向と社会情勢の変化を踏まえて、国が定める第12次労働災害防止計画の目標を達成するため、長野労働局が取り組むべき課題と方針及び具体的目標を定める
- 行政資源を重点的・効果的に投入し、「みんなの安心・健康職場」の実現という一つの目標に向かって総合的に推進する

■ 計画が目指す姿

- 誰もが安心して健康に働くことができる労働環境を実現する
- 働くことによって生命が脅かされたり、健康が損なわれたりすることは、本来あってはならないという意識を共有する
- 安全・健康のために必要なコストについて正しい理解を醸成する
- 行政、労働災害防止団体、業界団体などの全ての関係者が連携・協働して取り組む

■ 計画の重点目標

- 平成29年までに、労働災害による死傷者数（休業4日以上）を15%以上減少（平成24年比）
- 平成29年までに、労働災害による死亡者数を20%以上減少させ10人以下（平成24年比）

■ 4つの重点施策

- ①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- ②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み
- ③社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
- ④発注者、製造者、施設等の管理者による取組の強化

①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

重点業種対策

第三次産業対策（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）

【目標】

死傷者数を20%以上減少

- 店舗ごとに安全衛生管理に携わる責任者を選任
- 大規模店舗、多店舗展開企業を重点に労働災害防止意識を向上
- バックヤードを中心とした作業場、通路等を安全化
- 介護施設における腰痛、転倒災害防止対策を推進
- 飲食店における切れ・こすれ災害、転倒災害防止対策を推進

陸上貨物運送業対策

【目標】

死傷者数を15%以上減少

- 荷役作業時の労働災害防止対策を普及、徹底
- トラック運転者に対する安全衛生教育を強化
- 荷主による取組（荷主と運送業者との役割分担の明確化など）を強化

製造業対策

（特に食料品製造業）

【目標】

死傷者数を10%以上減少

- 安全衛生管理体制を充実・強化
- 機械設備による労働災害防止対策（危険個所の「見える化」の促進など）を推進
- KY活動、リスクアセスメント等の自主的取組を促進

建設業対策

【目標】

死亡者数を30%以上減少させ、5人以下

- 足場、屋根、はしご等からの墜落・転落災害防止対策を推進
- クレーン・建設機械等の重機災害防止対策を推進
- 関係請負人まで安全衛生必要経費が確実に渡るよう発注者に要請
- 解体工事での安全の確保、アスベストばく露防止対策を徹底

健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策

【目標】

対策に取り組んでいる事業場の割合を70%以上

- メンタルヘルス不調を予防するための職場改善の取組を促進
- ストレスへの気づきと対応を促進
- 取組方法が分からない事業場を支援（メンタルヘルス対策支援事業を活用）
- 職場復帰対策を促進（メンタルヘルス対策支援事業を活用）

過重労働対策

- 健康診断の実施と事後措置などの健康管理を徹底
- 休日・休暇の付与・取得を促進
- 時間外労働の限度基準の遵守を図り、時間外労働削減を促進

化学物質対策

- 特定化学物質障害予防規則等で定められた措置を徹底
- 危険有害性情報の入手による自主的取組を促進
- 危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付を促進

アスベスト対策

- アスベスト含有製品の製造、輸入等の全面禁止を徹底
- 解体工事でのアスベストばく露防止対策を徹底
- 離職者の健康管理対策を推進

じん肺予防対策

- アーク溶接作業、岩石等の裁断等の作業、金属等の研磨作業、すい道等の建設工事での粉じん障害防止対策を推進
- 電動ファン付き呼吸用保護具の着用を促進

腰痛予防対策

- 介護施設、小売業、陸上貨物運送業での腰痛予防教育を強化
- 介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及

熱中症予防対策

【目標】

5年間合計の熱中症による死傷者数を20%以上減少

- 建設業、警備業、製造業など暑熱な環境下にさらされる業種を重点に対策を推進

受動喫煙防止対策

- 受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発を実施
- 事業者に対する効果的な支援を実施（助成金の活用等）
- 職場での全面禁煙・空間分煙・その他の措置を徹底

その他の対策

- 危険有害性の「見える化」の促進
- リスクアセスメントの普及促進
- 冬季労働災害防止対策の推進など

②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

- 安全衛生専門家会議の活用を促進
- 労働災害防止団体の活動を活性化

③社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

- 経営トップや労働者の安全・健康に関する意識の高揚
- 労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上

④発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

- 外部委託により安全衛生上の責任を逃れたり、過度に安価な発注により受注者が安全衛生対策の経費が計上できない状況にならないよう発注者等による取組を強化
- 製造段階での機械の本質的安全化を促進するとともに、リスク低減措置の実施や危険性等の通知等の措置を徹底

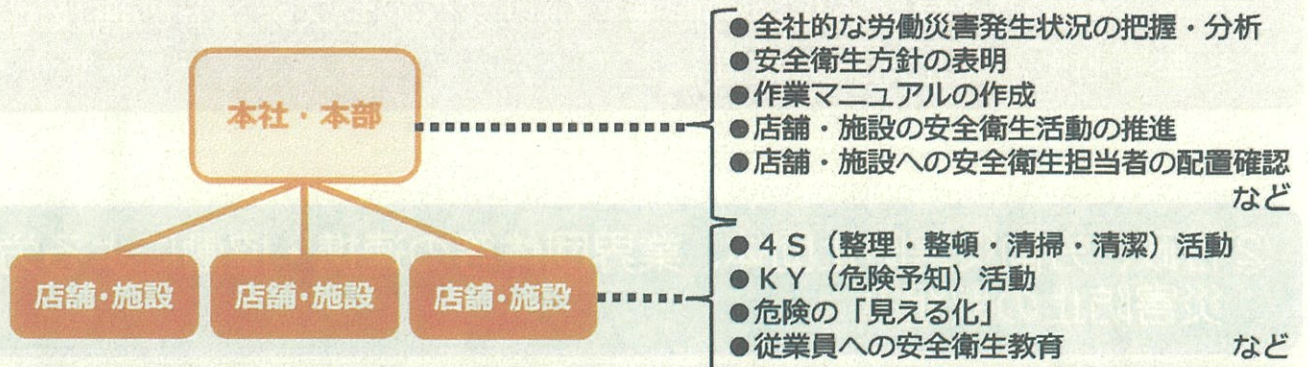
働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて ～

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリストⅠ・Ⅱ」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導して**、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。



増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害



※休業4日以上の死傷労働災害件数(11月末現在速報値)、点線は第12次労働災害防止計画における目標値

小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」 「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、 「刃物で手を切った」、 「交通事故にあった」、 「通路でぶつかった」など



チェックリスト

I

本社・本部実施事項

次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を拡げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありますので（衛生管理者の選任等）、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

チェック項目		☑
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
3	店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
4	次の①～⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	-
①	4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	<input type="checkbox"/>
②	作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	<input type="checkbox"/>
③	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	<input type="checkbox"/>
④	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	<input type="checkbox"/>
⑤	危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	<input type="checkbox"/>
⑥	店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	<input type="checkbox"/>
⑦	朝礼時等での安全意識の啓発	<input type="checkbox"/>
⑧	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	<input type="checkbox"/>
⑨	腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	<input type="checkbox"/>
⑩	腰痛・転倒予防体操の励行	<input type="checkbox"/>
⑪	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	<input type="checkbox"/>
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります）	<input type="checkbox"/>
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
11	店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/>

チェックリスト

II

店舗・施設実施事項

本社・本部が定めた安全衛生活動を実施するほか、店舗・施設独自の取組を順次広げてく
ださい。

チェック項目		☑
1	4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	<input type="checkbox"/>
3	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	<input type="checkbox"/>
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	<input type="checkbox"/>

主な取組事項の概要

① 経営トップによる安全衛生方針の表明

- ◆経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

② 4 S活動 = 災害の原因を取り除く

- ◆「4 S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4 S活動」です。

- ◆4 S活動は、労働災害の防止だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。

- ◆荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



策定例



策定日 平成●●年 月 日
 掲示日 平成●●年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパーマーケット
 代表者 代表取締役 安全太郎
 （自筆で署名しましょう）

③ KY活動 = 潜んでいる危険を見つける

- ◆ KYとは「危険 (K) ・予知 (Y) 」のことです。KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合っ「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- ◆ 「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



④ 危険の「見える化」 = 危険を周知する

- ◆ 危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化 (=見える化) し、従業員全員で共有することをいいます。KY活動で見つけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
- ◆ 墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かっていたら、そこでは特に慎重に行動することができます。



⑤ 安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

- ◆ 「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆ 組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順 (マニュアル)」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。
- ◆ 朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

⑥ 安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

- ◆ 安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。
- ◆ 従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

⑦ 安全推進者の配置 (労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン)

- ◆ 店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjiisangyo.html>

こちらも
ご覧ください

●安全・衛生に関する主な制度・施策紹介 ●安全衛生関係のパンフレット一覧

安全・衛生

検索

安全 パンプ

検索

職場の安全活動についてのご不明点などは、厚生労働省ホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。